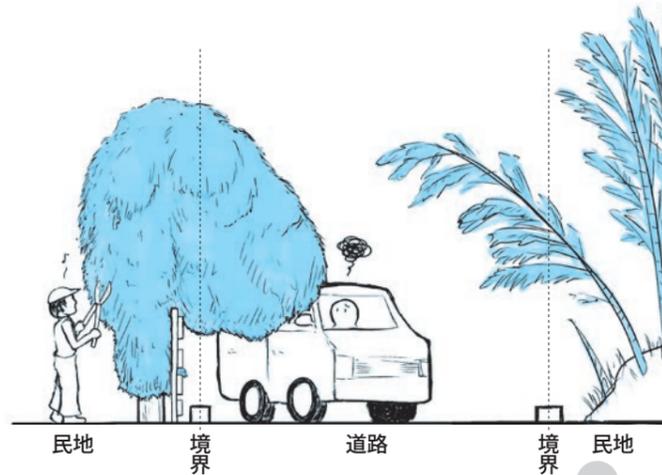


道路上に張り出している 樹木等の適正管理のお願い

所有する土地から道路や隣接地への倒木や枝の張り出しにより、家屋等に被害が出たり通行中の車両が破損したりする事故が発生しています。町では道路に支障を生じた倒木等については、緊急時だけ処理をしています。道路や隣接地への倒木の恐れがあるもの、道路へ張り出した枝等については、**土地所有者が責任を持って適正な管理をお願いします**。また、これらのことが原因で道路上で事故が発生した場合、当該樹木の所有者が損害賠償責任を問われることがあります。日常はもとより、大雨、強風や大雪により危険が予測されるときは充分注意しましょう。



※電線、電話線等がある箇所での作業は、危険を伴う可能性がありますので、事前に最寄りの東京電力、NTT等の電線の管理者に連絡し、立会いのもとで行ってください。

※作業するときには、通行車両、自転車、歩行者の安全確保と樹木からの転落防止などに充分気をつけてください。

迷惑相談・困りごと相談をご活用ください

家族相談支援センターでは、専門の相談員が住民の皆さんの相談を受け付けています。お受けできる相談内容は、迷惑を受けたこと、心配ごと、困りごと、生活上の悩み、もめごと等（暴力被害・少年非行・交通事故・ストーカー・ドメスティックバイオレンス等）です。消費生活に関する相談もお受けしています。

開催日 | 毎週月、火、木曜日（休日の場合はお受けしていません。）

時間 | 8時30分～17時

場所 | 家族相談支援センター内 相談室

その他 | センターに出向けない方は電話での相談も受け付けます。誰かに相談したい、困りごとを解決したいがどうしたらよいかわからないなどお悩みの方は、まずはお電話ください。

相談員 | 大野 彰 相談員

相談先・申込先 | としがわ町家族相談支援センター
としがわ町大字玉川 2515 番地（としがわ町活き生き活動センター内）
☎ 66-0222

根拠法令

民法第717条（土地の工作物の占有者及び所有者の責任）

土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定は、竹木の栽植又は支持に瑕疵がある場合について準用する。

3 前二項の場合において、損害の原因について他にその責任を負う者があるときは、占有者又は所有者は、その者に対して求償権を行使することができる。

道路法第43条

何人も道路に関し、左に掲げる行為をしてはならない。

- 一 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。
- 二 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること。

問 建設環境課 ☎ 65-1539

相談員から ひと言

3月末に埼玉県警察本部の警察官を退職し、としがわ町家族相談支援センターの相談員になりました。警察官当時の知識や経験を活かし、犯罪対策や防犯指導といった内容の相談もお受けしています。お気軽にご相談ください。



今年のサマージャンボ宝くじは、1等・前後賞合わせて7億円！

サマージャンボ宝くじ 1等 5億円×20本 前後賞各 1億円×40本
(当せん本数は発売総額600億円・20ユニットの場合)

同時発売のサマージャンボミニは、1等・前後賞合わせて5,000万円！

サマージャンボミニ 1等 3,000万円×40本 前後賞各 1,000万円×80本
(当せん本数は発売総額240億円・8ユニットの場合)

発売期間 7月2日(火)～8月2日(金)
抽選日 8月14日(水)
支払開始日 8月19日(月)

問 公益財団法人埼玉県市町村振興協会
☎ 048-822-5004

この宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

訴訟・調停を裁判手続き 相続登記手続き 成年後見 借金問題 許認可申請

おがわ町総合法務事務所

紛争・悩み事を解決!

お気軽にご相談下さい
司法書士 行政書士 達脇 清将

☎ 0493-81-6630

比企郡小川町大字大塚865-2(小川町駅徒歩8分) 営業時間 9:30～18:00(第2・4④、⑥休)

有料広告募集中 ご覧いただいている広報ときがわを、あなたのお店やイベントの宣伝に役立てませんか? ☎ 65-0401
配布部数 月約 4,000部 発行日 毎月第4金曜日 広告料 1段/20,000円 1段の2分の1/10,000円